

- 19日、オンタリオ州議会は雇用基準法の改正を行い、感染症による緊急事態において、被雇用者が無給休暇を取得できることになりました。
- 19日、トルドー首相は、カナダ・米国間の不要不急の渡航の一時的制限は、20日(金)の夜に開始される旨発表しました。
- 身体および精神の健康を維持するため、戸外の散歩やジョギングを行うことは排除されていません。

1. 19日、オンタリオ州議会は「2000年雇用基準法」(Employment Standards Act, 2000)を改正し、感染症による緊急事態が発生している状況において、被雇用者が感染症に関連する事由のために出勤できない場合には無給休暇を取得することができることになりました。これには、被雇用者が医療上の調査、監察もしくは治療を受けている場合、検疫もしくは隔離等(自己隔離を含む)の状況にある場合、家族等の世話をしている場合、または渡航制限の対象となっている場合が含まれます。この改正法は、本年1月25日にさかのぼって適用されます。

2. 19日、トルドー首相は、カナダ・米国間の不要不急の渡航の一時的制限は、20日(金)の夜に開始される旨発表しました。

3. 身体および精神の健康を維持するために、戸外で散歩やジョギングを行うことは排除されていません。ただし、他者との間隔を2メートル以上空けること、団体スポーツは控えることに御留意ください。

4. 3月19日17時30分現在、オンタリオ州内の新型コロナウイルス感染症の新規症例は44症例、累計258症例となっています。

オンタリオ州保健省関連サイト

<https://www.ontario.ca/page/2019-novel-coronavirus>